

◎国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律

(平成三〇年六月一三日法律第四八号) (参)

一、提案理由 (平成三〇年四月一七日・参議院文教科学委員会)

○松沢成文君 ただいま議題となりました国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律案につきまして、発議者を代表して、その提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

現在、世界には、美術のオリンピックとも称されるベネチア・ビエンナーレに代表されるように、国際的に大きな影響力を有する文化芸術の祭典があります。我が国においても、そのような世界レベルの国際文化交流の祭典を実施していくことは、世界の文化芸術の発展に貢献するものであり、国内の文化政策の観点に加え、我が国の国際的地位の向上等の観点からも重要な課題となっております。

また、近年、日本各地において、地域の歴史や風土等を生かした各種の国際文化交流の祭典が実施されており、これらは活力ある地域社会の実現にもつながるものであります。

本法律案は、このような視点に立ち、国際文化交流の祭典の実施を推進するために必要な事項を定めようとするものであります。

以下、本法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、基本理念として、国際文化交流の祭典の実施の推進について、国際文化交流の場の提供により我が国に対する諸外国の理解の増進等を図ること、世界レベルの祭典の実施を目指すこと、全国各地において多彩な祭典が実施されるようにすること等を定めております。

第二に、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、政府は、必要な財政上、税制上の措置等を講じなければならないとしております。

第三に、政府は、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本計画を定めなければならないとしております。

第四に、基本的施策として、国は、世界レベルの祭典及びこれを目指す大規模な祭典について、継続的かつ安定的な実施、国際的な評価の確立及び向上等に必要な施策を講ずるとともに、地域の祭典を含む幅広い国際文化交流の祭典について、その企画等に関し専門的能力を有する者の確保、祭典の実施の支援等に必要な施策を講ずるものとしております。また、地方公共団体においても、国の施策を勘案し、地域の実情に応じた施策を講ずるものとしております。

第五に、政府は、文部科学省、外務省、経済産業省、国土交通省等の関係行政機関相互の調整を行うことにより、国際文化交流の祭典の実施の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るため、国際文化交流の祭典推進会議を設けるものとしております。

以上が本法律案の提案の趣旨及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

二、参議院文教科学委員長報告（平成三〇年四月一八日）

○高階恵美子君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律案は、国際文化交流の振興を図る上で、我が国が国際文化交流の場を提供することが重要であることに鑑み、国際文化交流の祭典の実施を推進するために必要な事項を定めようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、障害者の文化芸術活動に対する支援の在り方、芸術家の自主性や表現の自由を尊重する必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、順次採決の結果、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律案は全会一致をもって、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律案は多数をもって、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。

三、衆議院文部科学委員長報告（平成三〇年六月七日）

○富岡勉君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律案について御説明申し上げます。

本案は、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の国際文化交流の祭典の実施を推進するために必要な事項を定めるものであります。

両案は、参議院提出に係るもので、去る五月三十一日本委員会に付託され、翌六月一日、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律案については参議院議員山本博司君から、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律案については参議院議員松沢成文君から提案理由の説明を聴取した後、両案を一括して質疑を行いました。質疑終局後、まず、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律案について採決を行い、全会一致で原案のとおり可決すべきものと議決し、次に、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律案について討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。